

新市民会館愛称募集要項

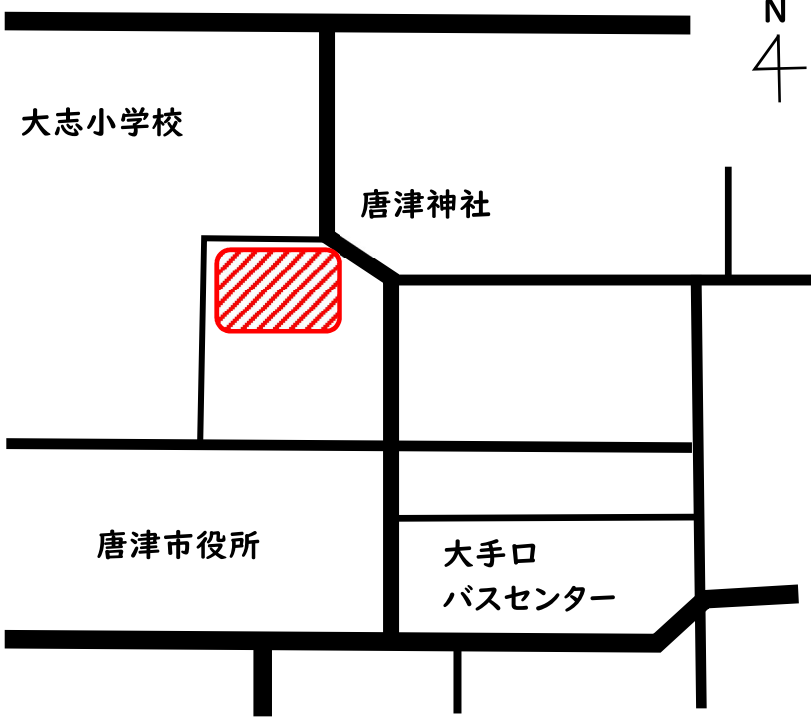
1 趣旨

唐津市では、令和9年夏頃の開館を目指し、大ホールや小ホール、曳山展示場などの多様な機能を持った新たな市民会館の建設を進めています。

この新しい市民会館が「唐津の文化交流拠点」として、唐津市民と本市を訪れる多くの方に親しまれ、永く愛されるための愛称を募集します。

2 対象施設

新しい市民会館は、ホール、曳山展示場、共用部の機能を持つ複合施設です。今回募集するのは、この複合施設全体の愛称です。

所在地	唐津市西城内6-33	
施設概要	ホール部分	大ホール 小ホール
	曳山展示場部分	観覧エリア くんちシアター、くんち体験コーナー
	共用部分	エントランスロビー、活動室2室など
位置図		

○ 施設完成イメージ



市民の皆さんが利用しやすいように多様な演目ができるホールです。音響にもこだわり、広々とした空間で豊かな音を感じられるホールとなっています。



14 台の曳山をコの字型に配置し、180° シアターでは臨場感あふれる映像を上映するなど、「魅せる曳山展示場」を目指します。

3 新しい市民会館のコンセプト

(1) 基本理念

人と人をつなぐ 未来の唐津へつながる 文化交流拠点

(2) 施設管理運営の基本方針

- ① 市民が文化芸術を楽しめる
- ② 文化を大切にする心を育てる
- ③ 歴史的・文化的資源を次世代につなげる
- ④ 施設の効用を最大化する
- ⑤ 本市の魅力を総合的に発信する

4 応募資格

次の項目を満たす「個人」であれば、どなたでも応募できます。ただし、応募点数は1人2点までとします。

なお、応募者は本募集要項の内容を全て了承したものとします。

- (1) どなたでも1人2点までご応募できます。

- (2) 応募時点で18歳未満の方は、保護者の同意を得てください。

5 愛称の条件

次の事項を踏まえて、親しみやすくわかりやすい愛称を求めています。

- (1) 施設のコンセプトや唐津市をイメージできるもの。
- (2) 原則として、読み仮名にして10字以内のもの。
- (3) 漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット又は数字、もしくはこれらを組み合わせて構成したものであること。ただし、絵文字は不可とする。
- (4) 他の名称や商標などに類似していないものであって、市内の施設などの名称や愛称と識別しやすいもの。ただし、特定の企業や人名、祭りなどを容易に連想させるものは不可とする。
- (5) 応募者が創作した未発表のもので、第三者の著作権や商標権などを侵害しないものであること。

6 募集期間

令和8年8月1日（土）から令和8年10月30日（金）まで

7 応募方法

次のいずれかの方法で、期間内に応募してください。

(1) インターネットから応募の場合

次のURL又は二次元コードから応募フォームにアクセスし、必要事項を入力の上、ご応募ください。

・ 応募フォームURL <https://logoform.jp/form/kTkC/1681989>

・ 二次元コード



(2) FAXの場合

応募用紙に必要事項を記入し、次の番号へFAXしてください。

FAX 0955-72-9182

(3) 郵送の場合

応募用紙に必要事項を記入し、封筒に入れて切手を貼り、郵送してください。
なお、令和8年10月30日（金）の消印まで有効とします。

宛先 〒847-0013

唐津市南城内1番1号大手口センタービル5階

唐津市 地域づくり部 新市民会館準備課

(4) 持参の場合

応募用紙に必要事項を記入し、以下の応募用紙配布場所までご提出ください。
なお、受付は令和8年10月30日（金）17時までです。

- ・唐津市役所 地域づくり部 新市民会館準備課（大手ロセンタービル5階）
- ・各市民センター
- ・各公民館

8 応募用紙の取得方法

(1) 主たる配布場所

- ・唐津市役所 地域づくり部 新市民会館準備課（大手ロセンタービル5階）
- ・各市民センター
- ・各公民館

(2) ダウンロード

市のホームページからもダウンロードできます。

唐津市ホームページ：<https://www.city.karatsu.lg.jp/page/36955.html>

9 選考方法

(1) 審査

次の項目について事務局が審査を行い、愛称候補を選びます。

	審査内容
項目1	施設コンセプトを意識できているか
項目2	唐津市をイメージできるものになっているか
項目3	親しみやすく、覚えやすいものか
項目4	愛称と提案理由の両方に共感できるか

(2) 投票

選考した愛称候補について、市民による投票を行い、得票に応じて採用候補を選定します。なお、投票対象者は唐津市内在住又は、唐津市内に通勤・通学されている方とします。

(3) 愛称の採用

投票結果に基づき、権利関係の確認をした上で、市長が最終決定を行い、新しい市民会館の愛称として採用します。

1 0 選考結果の公表等

(1) 公表

採用した愛称は、市のホームページ等で公表します。提案者には、決定の通知を行います。

(2) 副賞

採用した愛称の応募者には、唐津の特産品（1万円相当）を贈呈します。なお、該当者が複数の場合は、副賞贈呈者について抽選を行うことがあります。

1 1 その他

- (1) 応募方法や募集期間が守られていない場合、応募用紙に必要事項が記入されていない等の不備がある場合は、応募を無効とします。
- (2) 応募時点で18歳未満の方は、必ず保護者の同意を得てください。
- (3) インターネット環境に接続するための通信料や郵送に必要な切手代等、応募に必要な費用は応募者の負担とします。
- (4) 提出された応募用紙は返却しません。
- (5) 採用した愛称に関する著作権、その他一切の権利は唐津市に帰属します。
- (6) 応募者は、応募した愛称に対し、著作者人格権に基づく権利行使を行わないものとします。
- (7) 応募する愛称の制作過程において、著作権、知的財産権及びその他の権利に関わる問題が生じた場合、その責任はすべて応募者にあるものとします。このとき、選定結果の公表後であっても、採用決定を取り消すことがあります。
- (8) 応募者から取得した個人情報は、本事業以外の目的では使用しません。
- (9) 採用した愛称の応募者は、応募に要した個人情報（氏名及び居住する自治体名）について、唐津市が市ホームページ等で公表すること、報道機関を含めた関係者に提供することを認めるものとします。

1 2 問い合わせ先（事務局）

唐津市 地域づくり部 新市民会館準備課

電 話 0955-53-7128

※ なお、応募状況や選考状況に関する問い合わせにはお答えできません。